

第1 ビジョン策定の趣旨

1 ビジョン策定の背景・意義

本県では、これまで、平成23年（2011年）3月に策定した「滋賀県産業振興戦略プラン」に基づき、4つの戦略領域（環境、医療・健康、モノづくり基盤技術、にぎわい創出・観光）と3つの分野横断戦略（グローバル化対応、人財育成、連携強化）を中心に、「選択と集中」の考えのもと、施策を推進してきたところですが、当該プランは、平成26年度（2014年度）をもって計画期間が終了します。

こうした中、今日の本県産業を取り巻く状況をみると、我が国では、既に人口が継続して減少する社会となっており、今後、人口減少と少子高齢化が急速に進行すると予測されています。本県においても、平成27年（2015年）をピークに、いよいよ人口が減少する局面に入る見込みであり、内需の縮小や生産活動への影響等が懸念されます。

また、「滋賀県産業振興戦略プラン」策定以降、東日本大震災の発生や東京電力福島第一原子力発電所事故をはじめ、全国各地での風水害による甚大な被害の頻発など、大変大きな課題に直面しています。

一方、世界に目を向けると、アジアをはじめとする新興国は、今後も高い経済成長と人口増加が見込まれるなど潜在的な成長力を有しており、世界経済の重心が変化していく中で、グローバル経済圏における競争は、ますます激化するものと考えられます。

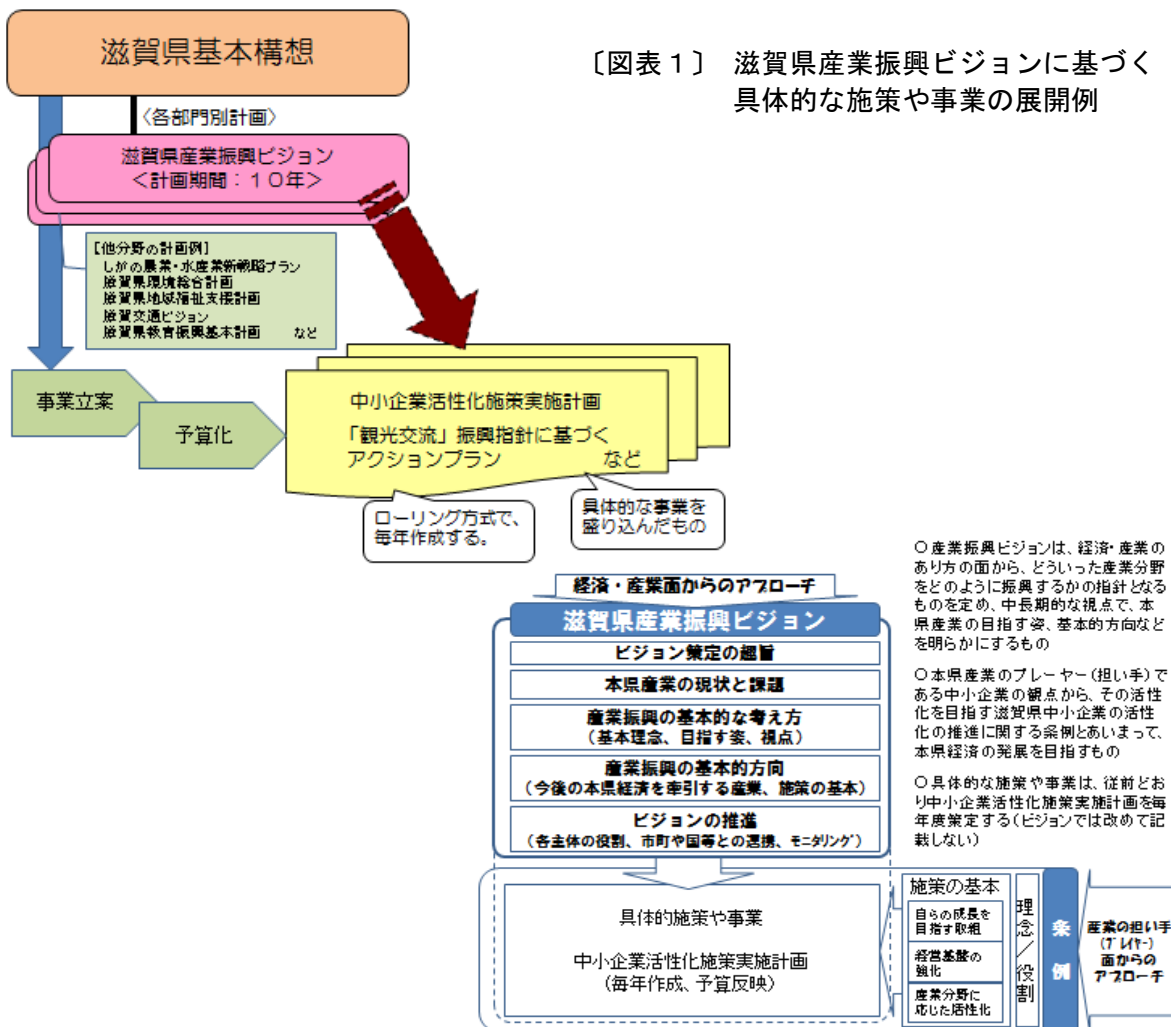
このような経済・社会構造の大きな変化に的確に対応し、本県が将来にわたって力強く持続的な発展を遂げていくためには、これまでの取組や蓄積されてきた経験・技術・ノウハウを活かしながら、戦略的に産業振興を図っていく必要があります。

そこで、本ビジョンは、「滋賀県産業振興戦略プラン」の後継として、本県産業の現状と取り巻く状況を踏まえたうえで、今後、概ね10年間を見据え、本県が、「何を強みとして、どのような産業やビジネスモデルを成長の“エンジン”として振興し、さらに県内での経済循環をどのように促進していくのか」といった視点から、産業振興のあり方を考え、その理念や施策の基本的な方向などを定めるものです。

本ビジョンを県民、企業、関係団体などで共有し、「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」に基づく中小企業活性化施策の展開とあいまって、産業振興施策を効果的に推進することにより、本県経済の発展、雇用の維持・拡大、地域の活性化を目指します。

2 ビジョンの県政における位置づけ

- ア) 本県における産業振興施策を総合的に推進するための中長期の指針となるもので、本県の実情と将来予測を踏まえ、今後の産業振興の理念や施策の基本的な方向などを定めるもの
- イ) 県政の総合的かつ基本的方向を示す「滋賀県基本構想」に基づく部門別計画の一つであり、関連する他の部門別計画との役割分担のもと、連携して施策を推進するもの
- ウ) 地域の経済や社会の担い手として重要な役割を果たす中小企業の活性化の視点から、本県経済・社会の発展を目指す「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」に基づく施策の展開とあいまって、本県経済の発展、雇用の維持・拡大、地域の活性化を目指すもの
- エ) 県、企業、関係団体、大学等教育・研究機関をはじめとする各主体が独自に、あるいは連携して取組を進めるための共通の指針となるもの
- オ) 国の経済政策や産業振興政策を考慮しつつ、国との連携を図り、また、市町等と連携・協力し、推進するもの
- カ) 具体的な施策については、本ビジョンに基づき、毎年度の予算等において具現化し、「中小企業活性化施策実施計画」などに位置づけ展開するもの〔図表1〕



3 計画期間

平成27年度（2015年度）から平成36年度（2024年度）までの10年間とします。

人口減少社会の到来や少子高齢化の進行をはじめ、新興国の成長や経済のグローバル化の進展等、国内外で経済・社会の構造的な変化が進むと考えられる中、これからの10年は、第2の1で見るとおり、一つの大きな転換点になるものと予測されます。

今後、本県が力強く持続的な発展を遂げていくためには、中長期的な視点に立って、このような大きな変化を捉え、本県産業の目指すべき姿を議論し、その実現に向けた施策の方向を示すことが必要であると考え、計画期間を10年間とするものです。

なお、計画期間中であっても、本県産業を取り巻く経済・社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。